

# 多賀町国土強靱化地域計画

令和2年5月

(第1回変更：令和4年2月)

多賀町



<目次>

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 本町の地域特性

- 1 位置・面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 地勢・地質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 活断層・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 脆弱性評価

- 1 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価・・ 6
- 4 重要業績指標（KPI）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第5章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 19
- 別紙2 個別・横断的施策分野別事業一覧 26

## 第1章 地域計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

わが国は、これまで伊勢湾台風や阪神・淡路大震災、東日本大震災など、想定外ともいえる大規模な自然災害を何度も経験し、その都度、種々の防災対策を講じてきましたが、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

このような事態を避けるためには、まず人命を守り、そして経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づく継続的な取組が必要となります。

これらの視点から、国におきましては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

基本法では、平成23年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災、減災及びその他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であります。とともに、国際競争力の向上に資することなどが念頭に置かれています。

平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」が策定されました。

本町では、東日本大震災を契機に、防災アセスメント調査の実施や地域防災計画の全面的な見直しを行うなど、防災体制の強化に努めてきたところですが、国土強靱化を実効あります。ものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であります。との認識に立ち、国や県と一体となって強靱化の取組を計画的に推進すべく、「多賀町国土強靱化計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。

## 2 基本的な考え方

### (1) 町地域計画の位置付け

町地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

また、基本法第14条の規定に基づき、町地域計画は国基本計画および滋賀県国土強靱化地域計画と調和が保たれたものとしします。

### (2) 町地域計画の対象とするリスク

町地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」の大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

### (3) 基本目標

町地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 人命の保護が最大限図られること</li><li>② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</li><li>③ 町民の財産および公共施設に係る被害の最小化</li><li>④ 迅速な復旧復興</li></ul> |
|--|

### (4) 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① 発生したときでも人命の保護が最大限図られること
- ② 発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること
- ④ 発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること
- ⑤ 発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

### (5) 計画期間

町地域計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 本町の地域特性

### 1 位置・面積

本町は、滋賀県の北東部に位置し、東西 14.5km、南北 17.0km、総面積 135.77k m<sup>2</sup>の町で、北は岐阜県、米原市、東は三重県、北西は彦根市、西は甲良町、愛荘町、南は東近江市に隣接しています。

### 2 地勢・地質

本町は、東部には鈴鹿山脈が南北に走り、霊仙山、三国岳、御池岳等の山塊からなります。森林は本町総面積の 86%を占めており、河川は鈴鹿連峰に源を発する芹川、犬上川がそれぞれ隣接の彦根市を經由して琵琶湖に注いでいます。

本町の基盤地質は、ジュラ紀の付加コンプレックスであります。美濃帯の岩石と白亜紀の湖東流紋岩類からなり、芹川流域に石灰岩、粘板岩、犬上川流域に石英斑岩が散在しています。

本町の地形は先に述べたように、東部に鈴鹿山脈が走り、森林面積が 86%を占め、この標高は 600m から 1,000m となっています。芹川、犬上川の河川の源であります。溪流は急峻で、集中豪雨時や長雨が続くような場合には、数多くの崩壊地を作り、多数の土砂が流出する傾向があります。このため、両河川には長い年月の間に押し出された土砂が河床に堆積しており、出水時には非常に危険な状態にあつて、堤防が決壊するようなことになれば、相当大きな被害が予想されます。

### 3 活断層

従来、断層は地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであります。という考え方が有力でしたが、近年では地震断層が発見されて「生きている断層」、つまり活断層が地震発生と密接な関わりをもっていることが明らかになってきました。

滋賀県を含む近畿・中部地方は、我が国でも活断層分布密度の最も高い地帯として一般に知られ、県内および本町近辺でもすでにいくつかの活断層が認定されています。

なお、平成 8 年度に実施した防災アセスメント調査においては、想定断層を百済寺断層（マグニチュード 7.2、震源深さ 10k m、活断層の長さ 25k m）としています。

### 4 気象

気象について、彦根地方気象台（気象庁）により観測資料がまとめられており、気象状況（気象官署：彦根）の概要・記録は、次のとおりとなっています。

<気象概要>

（平年値：1981～2010 年）

項目	内容
年平均気温	14.7 度
年平均降水量	1,570.9mm
年間降雪量（降雪の深さ）	104 c m
年平均相対湿度	74%
年間日照時間	1,825.8 時間
年平均風速	2.7m/s

年最多風向 (注) 年最多風向の統計期間は 1990～2010 年	北西
--------------------------------------	----

< 気象記録 >

統計期間 (1893 年 10 月～2017 年 9 月)

項 目	最 大 値	年 月 日
日最大 10 分間降水量	27.5mm	2001. 7. 17
日最大 1 時間降水量	63.5mm	2001. 7. 17
日降水量	596.9mm	1896. 9. 7
月降水量	1,018.8mm	1896. 9
年降水量	3,065.5mm	1896
日最大風速	31.2m/ s	1934. 9. 21
日最大瞬間風速	42.5m/ s	1950. 9. 3
月最深積雪	93 c m	1918. 1. 9

(1) 気温

平均気温は県内では、大津 (14.9 度) に次いで 2 番目に高くなっています。

(2) 降水量

記録的な降水量としては、明治 29 年 9 月の豪雨があげられます。これは停滞前線によるもので、日降水量 596.9 ミリメートル、月降水量 1,018.8 ミリメートルを記録し、平野部において台風以外による降雨では全国的にも最大クラスとなっています。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していました。

しかし、一般的には、年平均降水量 1,570.9 ミリメートルと全国的には平均的な値となっており、月別降水量は、6～7 月が多く、9 月がこれに次ぐ形です。

さらに、近年の局所的な集中豪雨等により、町域でも水害に対する危険性が高くなっています。

(3) 降雪量

年間降雪量 (降雪の深さ) の平年値は、104 センチメートルとなっています。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西および南東方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

風速は、北西の風は毎秒 3～4 メートル程度で、南東の風は毎秒 1～2 メートル程度と、比較して 2～3 倍に達し、内陸部ながら厳冬期には風は強い。

(5) 雹

近年では、平成 17 年 6 月に降雹による民家、農作物の被害がありました。

### 第3章 脆弱性評価

#### 1 評価の方法等

次の方法により、脆弱性評価を行います。

- ① 町民の生活および経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定
- ② 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば県に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- ③ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

[個別施策分野]

- ①防災・消防等、②都市・交通、③保健・医療・福祉、④産業・経済、⑤教育・保育、⑥環境・上下水道、⑦行政機能

[横断的施策分野]

- ①リスクコミュニケーション、②人口減少・少子高齢化 ③老朽化対策

#### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、当町の実情に応じて25の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模地震又は風水害が発生した時でも人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅密集地・不特定多数が集まる施設の火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病、感染症等の大規模発生
3	発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4	発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること	4-1	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や援助・支援が遅れる事態
5	発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	食料等の安定供給の停滞
		5-3	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積土砂の流出による多数の死傷者の発生
8	発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退、損失

### 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果のとおりです。

#### 4 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策について、設定が可能なものについて重要業績指標を選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進行管理に活用します。

### 第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

#### 1 推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化を推進するため、次のとおり個別・横断的施策分野別推進方針を示します。

なお、限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

町地域計画では、25の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に幅広く対応できる施策について、次のとおり54の施策のうち19の施策を重点として選定しました。

重点とする施策は☆マークで示しています。

#### 目標1 大規模地震又は風水害が発生した時でも人命の保護が最大限図られること

1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	重点
<p>・避難所運営マニュアルについては整備済みだが、必要に応じて随時更新していく。</p> <p>☆多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する。</p> <p>☆耐震基準を満たしていないと思われる既存住宅への耐震診断、耐震改修への支援および啓発を進める。</p> <p>☆空き家については所有者による適正な管理を啓発していくとともに倒壊等のおそれがある住宅については除却を支援する。</p> <p>☆災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。</p> <p>☆ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。</p> <p>・学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。</p> <p>・小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。</p> <p>☆小中学校施設については、トイレの洋式化や老朽化した校舎の大規模改修を計画的に進める。</p> <p>☆多賀町立多賀幼稚園については、老朽化が著しく、また、教室数が不足していることから、幼保連携型認定こども園として建て替えを行う。</p>		
<p>K P I</p> <p>住宅における耐震化率            R7 年度末 95%</p>		

1-2	住宅密集地・不特定多数が集まる施設の火災による多数の死傷者の発生	重点
<p>☆定員分の消防団員の確保に努める。</p> <p>・避難所運営マニュアルについては整備済みだが、必要に応じて随時更新していく。【再掲】</p> <p>☆多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する。【再掲】</p> <p>☆空き家については所有者による適正な管理を啓発していくとともに倒壊等のおそれがある住宅については除却を支援する。【再掲】</p> <p>☆ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。【再掲】</p>		
<p>K P I</p> <p>消防団員数 R6 年度末 60 名</p> <p>避難訓練や防災関連活動に取り組む自治会数 R6 年度 47</p>		

1-3	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	重点
<p>☆局地的な大雨等による浸水被害を防ぐため、雨水渠および河川水路の整備を進める。</p> <p>・一級河川芹川、犬上川の整備促進について、県管理の河川であるため芹川治水対策連絡協議会を通じて要望活動を行う。</p> <p>☆地籍調査事業について住宅地周辺を優先的に行い、より多くの集落を手掛ける。</p> <p>☆ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。【再掲】</p>		
<p>K P I</p> <p>地籍調査実施地域数 R6 年度末 4 地区</p>		

1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	重点
<p>☆土砂災害警戒区域等の現地等確認を行い危険度の高いところや、人家戸数等考慮し、優先度を定め、対策を行う。</p> <p>☆地籍調査事業について住宅地周辺を優先的に行い、より多くの集落を手掛ける。【再掲】</p> <p>☆ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。【再掲】</p>		

目標2 発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む。）

2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	重点
<p>・多賀町受援計画を策定し、その中で応援が必要な内容を精査する。</p> <p>☆非常災害用井戸の登録について各字に周知・啓発を行うことで登録を促す。</p>		

☆多賀S I Cと名神高速道路と早期に連結する必要がある。  
☆5年に1度の橋梁点検結果に基づき、適正な事業計画を策定する。

K P I

非常災害用井戸登録件数 R6年度末 30件

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ・ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。再掲
- ・各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ・多賀町受援計画を策定する中で、応援物資集積拠点の確保を行う。
- ・ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ・災害時医療体制の拡充、災害拠点病院・医療救護拠点との連携強化および医療救護所開設の調整を推進するため県・管内保健所と連携し災害時医療体制を整えていく。
- ・5年に1度の橋梁点検結果に基づき、適正な事業計画を策定する。
- ・各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。
- ・平時から広報や有線放送などにより、感染予防の方法などを住民へ周知していく。
- ・新型インフルエンザ等に備え、消毒液等の備蓄を行う。

2-5 被災地における疫病、感染症等の大規模発生

- ・水洗化されていない建物所有者に対し、浄化槽の設置を啓発し水洗化率の向上を図る。
- ・平時から広報や有線放送などにより、感染予防の方法などを住民へ周知していく。再掲
- ・新型インフルエンザ等に備え、消毒液等の備蓄を行う。再掲

目標3 発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	重点
☆業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。	
K P I 業務継続計画の策定 R2 年度策定 R6 までに見直し1回	

目標4 発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること

4-1 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
・全国瞬時警報システム、情報配信システムの運用確認運用確認を継続的に実施する。
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や援助・支援が遅れる事態
・自主防災組織への支援事業を周知し、積極的に活用してもらうよう啓発を進める。 ・全国瞬時警報システム、情報配信システムの運用確認運用確認を継続的に実施する。再掲 ・避難行動要支援者避難支援制度について冊子や広報等を活用して周知を実施していく。

目標5 発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

5-1 サプライチェーン(※)の寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
・各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。再掲 ・新規商業参入者の誘致および支援を行う。 ・災害リスクの現状把握ならびにBCP（事業継続計画）策定の啓蒙・普及
5-2 食料等の安定供給の停滞
・各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。再掲 ・多賀町受援計画を策定する中で、食料安定供給応援体制をについて検討する。

- ・多賀町受援計画を策定する中で、応援が必要な内容を精査する。再掲

### 5-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- ・多賀町地域防災計画で指定されている拠点避難所への配水管の耐震化。
- ・給水拠点となる配水池の耐震化、緊急遮断弁の設置。”
- ・滋賀県生活衛生課及び日本水道協会滋賀県支部による応援体制の維持

目標6 発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

### 6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・多賀町地域防災計画で指定されている拠点避難所への配水管の耐震化。再掲
- ・給水拠点となる配水池の耐震化、緊急遮断弁の設置。再掲
- ・滋賀県生活衛生課及び日本水道協会滋賀県支部による応援体制の維持 再掲

### 6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・一般廃棄物収集運搬委託業者（し尿汲み取り業者）との協定締結を推進する。
- ・下水道事業計画に基づいた定期的な点検とストックマネジメント計画を合わせ優先度を決定し、計画的に実施する。
- ・防災拠点や避難所の規模に応じた利用者の人数を想定し、設置必要個所数・場所を計画する。様々な状況を想定し、関係部署との調整を十分に行い、机上訓練等を実施し、緊急時の対応が正しいか検証しながらBCP策定に取り組む。
- ・「最適整備構想」を踏まえ、延伸できる機器や管渠(マンホール)を鑑みながら、できるだけ低コストで更新する。

### 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。再掲
- ・5年に1度の点検結果に基づき、適正な事業計画を策定する。再掲
- ・災害と降雪が重なった場合においても交通ネットワークの分断を生じないための体制確保を図る。

## 目標 7 制御不能な二次災害を発生させないこと

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

- ・定員分の消防団員の確保に努める。 再掲
- ・自主防災組織に積極的に活用してもらうよう啓発を進める。 再掲

### 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ・緊急輸送道路や避難路などにおける耐震改修に対して割り増し助成を行い推進する。
  - ・災害が発生した場合に、安全かつ迅速に人員や物資が輸送できるように通行に支障が生じている個所について、改良および維持補修を行う。
- ☆災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 再掲

### 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ・山村地域における生命・財産の保全を目指し、公益的機能別施業森林において森林の整備を進める。
- ・地域住民が森林所有者と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取り組みを支援する。
- ・防災重点ため池 18ヶ所に対してハザードマップを作成し、関係者への周知を行う。
- ・実施集落や森林所有者と協定を締結し里山防災・緩衝帯事業を推進する。
- ・農業基盤整備におけるアセットマネジメントの10ヶ年計画を策定し、適正な時期に適正な事業量を実施する。
- ・経営規模拡大、複合経営等の経営の変革が行われる際に、補助によりそれを支援する。
- ・各集落の作成、実行に関係機関、関係者が集落へ出向き支援を行う。

### 7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ・防災重点ため池 18ヶ所に対してハザードマップを作成し、関係者への周知を行う。 再掲
- ・耐震調査実施後はN Gヶ所について対応するためのハード事業を実施していく。

## 目標 8 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場候補地、選別・処理方法等を定めた計画を策定する。</li><li>・一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定締結を推進する。</li></ul>	
8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"><li>・罹災証明制度の周知を行う。</li><li>・宅地ニーズではない定住促進を図る。特に山間集落において、田舎暮らしを希望する方への情報発信を強化し定住を促進する。</li></ul>	
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退、損失
<ul style="list-style-type: none"><li>・文化財・博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる。また、各地域の有形・無形文化財を記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める。</li></ul>	

### 2. 施策分野別の推進方針

また、1の結果を踏まえ、各施策の目的別にとらえた「個別施策分野」および町が抱える政策課題別に施策を横断的にとらえた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりとなります。

#### 個別施策分野

##### 【防災・消防等】

(避難所等の運用検討)

○避難所運営マニュアルについては整備済みだが、必要に応じて随時更新していく。

(消防団員の人数確保)

○定員に対して団員が不足しているため、定足数の確保を図る。

(災害時応援協定の締結)

○多賀町受援計画を策定する中で、整備を図る。

(災害時応援体制の強化)

○多賀町受援計画を策定する中で、災害時応援体制の強化を図る。

(非常用食料備蓄等協力体制の充実)

○多賀町受援計画を策定する中で、非常用食料備蓄等協力体制の充実を図る。

(被災等による救助・救急活動等の受援計画)

○多賀町受援計画を策定する中で、応援物資集積拠点の確保を行う。

(被災等による救助・救急活動等の合同訓練)

○ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。

(業務継続計画の策定)

○業務継続計画を策定する。

(食料の安定供給等応援体制の充実検討)

○多賀町受援計画を策定する中で、食料安定供給応援体制をについて検討する。

## 【都市・交通】

(木造住宅の耐震化促進)

○耐震基準を満たしていないと思われる既存住宅への耐震診断、耐震改修への支援および啓発を進める。

○災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

(空き家対策の推進)

○空き家については所有者による適正な管理を啓発していくとともに倒壊等のおそれがある住宅については除却を支援する。

(雨水渠、河川水路の整備)

○局地的な大雨等による浸水被害を防ぐため、雨水渠および河川水路の整備を進める。

(一級河川芹川、犬上川の整備促進)

○堆積状況や護床・護岸を確認し優先度の高い順に整備を行う。

(地籍調査の推進)

○地籍調査事業について事業計画に基づき、住宅地周辺を優先的に行う。

(土砂災害警戒区域等への対策)

○土砂災害警戒区域等の現地等確認を行い危険度の高いところや、人家戸数等考慮し、優先度を定め、対策を行う。

(幹線道路網の整備)

○多賀S I Cと名神高速道路の早期連結を推進する。

(橋梁長寿命化の推進)

○橋梁長寿命化対策未着手の危険度判定の高い橋が4橋について計画に基づき事業を行う。

(国道・県道および主要地方道路の整備促進)

○各種団体の要望活動を通じて、予算の確保ならびに事業の重要性を周知し事業の実現化を図る。

(通行障害建築物の耐震化)

○緊急輸送道路や避難路などにおける耐震改修に対して割り増し助成を行い推進する。

(基幹路網および集落関連林道の整備)

○災害が発生した場合に、安全かつ迅速に人員や物資が輸送できるように通行に支障が生じている箇所について、改良および維持補修を行う。

(除雪体制の強化)

○災害と降雪が重なった場合においても交通ネットワークの分断を生じないための体制確保を図る。

#### 【保健・医療・福祉】

(災害時医療体制の拡充等)

○災害時医療体制の拡充、災害拠点病院・医療救護拠点との連携強化および医療救護所開設の調整を推進するため県・管内保健所と連携し災害時医療体制を整えていく。

(感染症予防に関する情報の周知)

○平時から広報や有線放送などにより、感染予防の方法などを住民へ周知していく。

(消毒液、グローブ、マスクなどの備蓄)

○新型インフルエンザ等に備え、消毒液等の備蓄を行う。

(避難行動要支援者避難支援制度の周知)

○冊子や広報等で避難行動要支援者避難支援制度の周知を実施していく。

#### 【産業・経済】

(中心市街地の活性化)

○新規商業参入者の誘致および支援を行う。

(事業所の事業継続計画策定支援および啓発)

○災害リスクの現状把握ならびにBCP(事業継続計画)策定の啓蒙・普及を進める。

(ため池ハザードマップ作製および周知)

○防災重点ため池18ヶ所に対してハザードマップを作成し、関係者への周知を行う。

(里山防災・緩衝帯事業の推進)

○実施集落や森林所有者と協定を結び、集落の防災機能向上と健全な里山の保全を図る。

(農業用水路の維持補修、更新、農道舗装による農業の効率化)

○農業基盤整備におけるアセットマネジメントの10ヶ年計画を策定し、適正な時期に適正な事業量を実施する。

(農業施設の長寿命化)

○経営規模拡大、複合経営等の経営の変革が行われる際に、補助によりそれを支援する。

(耕作放棄地の解消)

○各集落の作成、実行に関係機関、関係者が集落へ出向き支援を行う。

(ため池の耐震化対策)

○耐震調査の結果、改修が必要と判明したため池に対して改修工事を実施していく。

(森林整備事業による防災・減災対策の推進)

○山村地域における生命・財産の保全を目指し、公益的機能別施業森林において森林の整備を進める。

(森林整備事業による防災・減災対策の推進)

○地域住民が森林所有者と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取り組みを支援する。

## 【教育・保育】

(学校施設(避難所施設)の耐震化等)

○小中学校施設については、トイレの洋式化や老朽化した校舎の大規模改修を計画的に進める。

○多賀町立多賀幼稚園については、老朽化が著しく、また、教室数が不足するため、幼保連携型認定こども園として建て替えを行う。

(学校の災害対応力の強化)

○学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。

○小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。

(文化財資料の保管環境の整備および記録の促進)

○文化財・博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる。また、各地域の有形・無形文化財を記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める。

## 【環境・上下水道】

(非常用災害井戸の登録推進)

○各字に案内文書を配布、説明に伺い周知を行うことで登録を促す。

(配水池・管路の耐震化)

○多賀町地域防災計画で指定されている拠点避難所への配水管の耐震化を進める。

○給水拠点となる配水池の耐震化や、緊急遮断弁の設置を行う。

(応援給水の連携強化)

○滋賀県生活衛生課および日本水道協会滋賀県支部が中心となって各市町の応援可能な状況を把握しており、緊急時は要請に基づき対応していく。

(し尿収集における業者との協定締結)

○一般廃棄物収集運搬委託業者（し尿汲み取り業者）との協定締結を推進する。

(公共下水道施設の耐震化)

○下水道事業計画に基づいた定期的な点検とストックマネジメント計画を合わせて優先度を決定し、計画的に実施する。

(マンホールトイレの整備)

○防災拠点や避難所の規模に応じた利用者の人数を想定し、設置必要個所数・場所を計画する。

(浄化槽設置整備補助)

○水洗化されていない建物所有者に対し、浄化槽の設置を啓発し水洗化率の向上を図る。

(下水道事業業務継続計画の策定)

○様々な状況を想定し、関係部署との調整を十分に行い、机上訓練等を実施し、緊急時の対応が正しいか検証しながらBCP策定に取り組む。

(農業集落排水処理移設の機能診断実施)

○「最適整備構想」を踏まえ、延伸できる機器や管渠(マンホール)を鑑みながら、できるだけ低コストで更新する。

(浄化槽設置の推進)

○水洗化されていない建物所有者に対し、浄化槽の設置を啓発し水洗化率の向上を図る。

(災害廃棄物処理体制の整備)

○災害廃棄物発生量の推計、仮置き場候補地、選別・処理方法等を定めた計画を策定する。

(廃棄物処理における協力体制の整備)

○一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定締結を推進する。

### 【行政機能】

(罹災証明制度周知)

○広報誌などを通じて罹災証明制度の周知を行う。

## 横断的施策方針

### 【老朽化対策】

(公共施設の総合的な維持管理)

○多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する。

### 【リスクコミュニケーション】

(避難訓練の定期的な実施)

(防災マップ・避難方法の周知)

○ハザードマップを活用して、全集落を対象とした避難訓練を年1回以上実施する。

(自主防災組織の活動支援)

○自主防災組織に積極的に活用してもらうよう啓発を進める。

(学校の災害対応力の強化)

○学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。

○小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。

### 【人口減少・少子高齢化】

(移住・定住の促進)

○宅地ニーズではない定住促進を図る。特に山間集落において、田舎暮らしを希望する方への情報発信を強化し定住を促進する。

## 3. 施策分野別事業一覧

施策分野ごとに実施する事業は、別紙2のとおりです。

## 第5章 計画の推進と不断の見直し

### 1 計画の推進

国土強靱化は、町地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国基本計画による取組や県内市町が作成する地域計画の取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進していきます。

## 2 進行管理

進行管理においては、町地域計画に基づく国土強靱化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、必要に応じてその進捗状況を把握します。

## 3 計画の見直し

町地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直すこととします。

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標

1 大規模地震・風水害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること

(1)	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
-----	---

- 公共施設の耐震化は完了しています。
- 学校施設の耐震化は完了しています。
- 学校施設については、生活様式の変化に伴う住宅事情等に対応するためトイレの洋式化を進めていく必要があります。
- 多賀町立多賀幼稚園については、老朽化が著しくまた、教室数が不足していることから、建て替えを行う必要があります。
- 学校施設については、全般的に老朽化が進んでいることから、適切な保全が必要です。
- 社会体育施設の耐震化は完了しています。
- 避難所運営マニュアルについては整備済みです。
- 多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する必要があります。
- 既存住宅の耐震改修対策があまり進んでいません。
- 所有者による適正な管理が行われていない空き家が増えつつあります。
- 特定空き家に指定される物件が出始めています。
- 各自治会において定期的な避難訓練や防災に資する活動の実施が必要です。

(2)	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
-----	-------------------

- 消防隊員は定員60名に対して、現員57名となっており、欠員が生じています。
- 避難所運営マニュアルについては整備済みです。
- 多賀町公共施設等総合管理計画により、施設管理者ごとに個別計画を策定し、維持管理を実施する必要があります。
- 所有者による適正な管理が行われていない空き家が増えつつあります。
- 町内でも特定空き家に指定される物件が出始めています。
- 各自治会において定期的な避難訓練や防災に資する活動の実施が必要です。

(3)	異常気象等を起因とする天井川の氾濫等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
-----	--------------------------------------

- 各自治会において定期的な避難訓練や防災に資する活動の実施が必要です。
- 雨水排水路整備計画に基づきハード整備を進めていく必要があります。
- 災害発生を抑止するため浚渫工事や護床・護岸の補強工事を進めていく必要があります。
- 災害時には境界の復旧が速やかに行うため、地籍調査の進捗を図る必要があります。

(4)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
-----	-----------------------------

- 各自治会において定期的な避難訓練や防災に資する活動の実施が必要です。
- 急傾斜地崩壊対策事業を活用しながら安全性を高めていくことが必要です。
- 災害時には境界の復旧が速やかに行うため、地籍調査の進捗を図る必要があります。

### 事前に備えるべき目標

#### 2 大規模地震、風水害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

(1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
-----	------------------------------

- 災害時応援協定については26協定の個別を締結しています。
- 多賀町受援計画を策定する中で、応援物資集積拠点の確保を行う必要があります。
- 震災時に不足する生活用水を得るため、非常時災害用井戸を町内にバランスよく登録していただく必要がありますが、まだまだ周知不足により登録数が伸びていない状況であります。
- う回路の無い集落が多くありますが、う回路を整備しておくことは現実的に難しいため、災害に強い道づくりを行う必要があります。
- 橋梁長寿命化対策未着手で危険度判定の結果、危険性が高い橋が4橋存在します。これについて計画的長寿命化対策事業を進める必要があります。
- 多賀町受援計画を策定する中で、災害時応援体制の強化を図る必要があります。
- 多賀町受援計画を策定する中で、非常用食料備蓄等協力体制の充実を図る必要があります。

(2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
-----	----------------------

- 国道306号線、国道307号線をはじめ各県道の道路整備を行う必要があります。
- 主要地方道や県道の改良整備の早期完了が必要です。

(3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-----	---------------------------------

- 多賀町受援計画を策定する中で、応援物資集積拠点の確保を行う必要があります。
- 被災等による救助・救急活動等の合同訓練を定期的に行う必要があります。

(4)	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
-----	--

- 町内に災害時対応できる医療機関、病院機能がないため、県・管内保健所との連携が必要です。
- 橋梁長寿命化対策未着手で危険度判定の結果、危険性が高い橋が4橋存在します。これについて計画的長寿命化対策事業を進める必要があります。
- 国道306号線、国道307号線をはじめ各県道の道路整備を行う必要があります。
- 主要地方道や県道の改良整備の早期完了が必要です。
- 住民自身に自らを守るための感染予防の力をつけてもらう必要があります。そのためには、感染症予防に関する情報を住民に伝えてく必要があります。
- 消毒液やマスク、防護服などをの備蓄を計画的に行っていく必要があります。

(5)	被災地における感染症等の大規模発生
-----	-------------------

- 住民自身に自らを守るための感染予防の力をつけてもらう必要があります。そのためには、感染症予防に関する情報を住民に伝えてく必要があります。
- 消毒液やマスク、防護服などをの備蓄を計画的に行っていく必要があります。
- 浄化槽地域における非水洗化率が43%であり、被災時に不衛生な環境に陥りやすい。

### 事前に備えるべき目標

#### 3 大規模地震・風水害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること

(1)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	---------------------------

- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要な人員、教育・訓練について定めた計画等を整備する必要があります。

### 事前に備えるべき目標

#### 4 大規模地震・風水害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること

(1)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	------------------------------------

- 万一、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、しらがメール等インターネットの活用など、代替手段となり得る行政情報の発信基盤の整備と、住民への周知を促進する必要があります。

(2)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や援助・支援が遅れる事態
-----	---

- 避難行動要支援者避難支援・制度の周知を行い、適切な理解をしてもらい登録者を適正に把握していく必要があります。

### 事前に備えるべき目標

- 5 大規模地震・風水害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

(1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
-----	----------------------------------

- う回路の無い集落が多くありますが、う回路を整備しておくことは現実的に難しいため、災害に強い道づくりを行う必要があります。
- 商店街等の衰退に伴い、空き家・空き店舗が増加し、まちなかのにぎわいが失われ、経済活動の弱体化を招いている。
- 災害が発生した場合に、経済活動等を継続できるよう各企業・事業所における事業継続計画の策定が重要です。

(2)	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

- う回路の無い集落が多くありますが、う回路を整備しておくことは現実的に難しいため、災害に強い道づくりを行う必要があります。
- 多賀町受援計画を策定する中で、食料安定供給応援体制をについて検討が必要である。
- 災害時応援協定については26協定の個別を締結済みです。

(3)	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
-----	-------------------------------

- 配水池の耐震化を早期に行い、災害発生時に飲料水の確保が進めていくことが重要です。
- 応援者への給水拠点の説明などを行える人材の育成が必要です。

### 事前に備えるべき目標

- 6 大規模地震・風水害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

(1)	上水道等の長期間にわたる供給停止
-----	------------------

- 配水池の耐震化を早期に行い、災害発生時に飲料水の確保が進めていくことが重要です。
- 応援者への給水拠点の説明などを行える人材の育成が必要です。

(2)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	---------------------

- 災害時の円滑なし尿汲み取り等を行うため、湖東広域衛生管理組合管内業者との協定締結を行う必要があります。
- 緊急輸送路や避難路、軌道下に埋設してある公共下水道の重要な幹線管渠が被災した場合、交通機能への障害を招くことから、優先して耐震化を図る必要があります。
- 避難所の規模に応じた緊急時のトイレの確保が求められます。
- 被災時の迅速な対応を行うためには人員の確保が重要であることから、災害協定の拡充が必要です。
- 耐用年数を経過した機器を優先的に更新し、処理機能を維持していく必要があります。

(3)	地域交通ネットワークが分断する事態
-----	-------------------

- う回路の無い集落が多くありますが、う回路を整備しておくことは現実的に難しいため、災害に強い道づくりを行う必要があります。
- 橋梁長寿命化対策未着手で危険度判定の結果、危険性が高い橋が4橋存在します。これについて計画的長寿命化対策事業を進める必要があります。
- 国道306号線、国道307号線をはじめ各県道の道路整備について働きかけを強めていく必要があります。
- 従事者の高齢化により協力の得られない事業所が出つつあり、冬季の除雪体制の確保が困難になりつつある。

### 事前に備えるべき目標

- 7 制御不能な二次災害を発生させないこと

(1)	市街地での大規模火災の発生
-----	---------------

- 消防隊員は定員60名に対して、現員57名となっており、欠員が生じています。

- 自主防災組織の活動を支援する仕組み（補助金制度）が整備できています。

(2)	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通麻痺
-----	----------------------------

- 既存住宅の耐震改修対策があまり進んでいないため、沿道を封鎖しないよう対策が必要です。
- 災害が発生した場合に、安全かつ迅速に人員や物資が輸送できるように改良および維持補修を行う必要があります。

(3)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
-----	-------------------

- ため池ハザードマップ作製については18か所中、13か所については調査が終了しています。
- 集落の防災機能向上と健全な里山の保全を図るために、里山防災・緩衝帯事業を令和2年度に5か年計画を策定し、県の補助金との調整を行い計画的に実施していく必要があります。
- 農業用水路の維持補修、更新、農道舗装による農業の効率化について、令和2年度に10ヶ年計画を策定し、県の補助金との調整を行い計画的に実施していく必要があります。
- 一部の大規模農家への農地集積が進められる中で、経営規模に見合った機械の導入を支援が求められます。
- 耕作放棄地については、地元地域をはじめJAや土地改良区・農業関係団体・行政等が共通認識のもと連携し、農地の復元支援や担い手等への利用集積を促進していかなくてはなりません。
- 森林の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地における災害発生のおそれがあります
- 放置された里山林の増加やニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等により山地災害の発生するおそれがあります。

(3)	ため池、ダム、河川管理施設、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
-----	--

- ため池ハザードマップ作製については18か所中、13か所については調査が終了しています。
- ため池の耐震改修については3か所が完了しており、今後残る15か所についても実施していく必要があります。

### 事前に備えるべき目標

- 8 大規模地震・風水害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

(1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------------

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等について、事前の具体化が必要です。
- 災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要です。
- 災害廃棄物等の円滑な処理のため、一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定を締結する必要があります。

(3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------------

- 町民の皆さんに罹災証明制度を知ってもらう必要があります。
- 宅地造成等が進み、町全体においては若年層の社会減は抑制しているが、山間集落については減少傾向が続いています。

(4)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退、損失
-----	---

- 地域の人口流出や高齢化により、地域の担い手が減少し、無形文化財の維持や有形文化財の管理が難しくなっています。